



F

P

瓦

版

## 生前贈与は相続対策になりうるか？

相続税増税の風潮で、いろいろなところで相続について目にすることが多くなっています。

最近よく耳にする話の一つが、「被相続人が生前に相続人へ資産を贈与する」、いわゆる「生前贈与を活用した相続対策が得策です」というものです。

この生前贈与することにより得られる主な効果として、

相続開始前に資産を減らすことができる、相続税軽減効果。

被相続人が財産を残したい人へ事前に渡すことができる、遺産分割効果。

がありますが、本当に生前贈与を利用することで相続対策は可能なのでしょうか？

結論を申し上げますと、残念ながら生前贈与では完全な相続対策にはなりません。

一見すると相続が起こる前にいろいろな問題を解決できそうですが、なぜそのようなことになるのでしょうか？

これは、相続税法上の原則と民法上との原則が異なることが原因です。

例えば相続税法上、相続開始 3 年より前の贈与にて渡された財産であれば、原則相続財産へは加算しません。よく資産家の方が生前の早いうちに財産を残したい相続人へ贈与税を払ってでも生前贈与してしまうということもあります。

しかし、民法上相続人に対する生前に移転した資産は相続時の何年前に贈与したものにかかわらず、これを相続財産とみなして相続後の財産の価額に加算すること規程しています。これを特別受益の持ち戻しといいます。

ともすると、相続開始時 3 年以上前に贈与された財産は、相続税計算対象から除かれますので、一見遺留分からも除外されると思いがちですが、民法上は、相続人に対する生前贈与は相続時には時効がないため、相続時の財産に含まなければいけないということです。

これでは、長年に渡り生前に相続対策として行った贈与計画に狂いが生じることもあるでしょう。

相続の際、相続税法上対策を打つケースを多く見ますが、上記のように民法が絡む場合があるので、事前に専門家と対策案を講じていかなければいけません。

また来年以降、相続税の増税があると、今まで相続税がかからなかった方も相続を考えなければいけなくなるでしょうから、慎重に検討する必要があります。